

していますか？
国からの授業料支援

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金



1. 高等学校等就学支援金制度とは

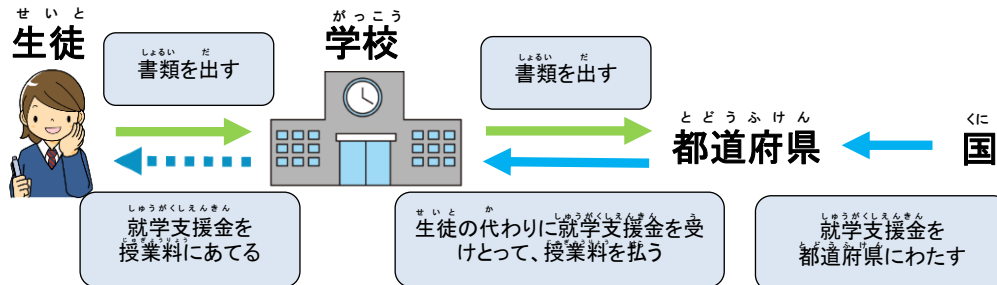
高校生が安心して勉強するため、生徒が授業料を支払うための高等学校等就学支援金を生徒に払うことで、家庭の負担を国が助ける制度です。日本全体で高校生の勉強を支えていることを知ってもらい、将来、日本で活躍してもらうことが期待されています。
(※お金を返す必要はありません。)

2. だれがもらえるの？

- ・月の最初の日に高等学校や専修学校高等課程などで勉強している人
- ※①から④のどれかに当たる人は、お金が支払われません。
- ①日本に住所がない人
- ②保護者の市町村民税所得割額が30万4200円より高い人(5, 6にくわしく書いてあります)
- ③高校(3年より短い期間で卒業できるもの以外)を卒業した人
- ④高校で勉強した期間(定時制・通信制などで勉強したときは、その期間に3/4をかけます)が合わせて36月より長い人

3. どうやって払われるの？

就学支援金は、学校が生徒の代わりに受けとり、授業料を払います。
生徒や保護者は直接受けとりません。
授業料と就学支援金との差は、払います。
(学校によっては、さきに授業料を払い、あとで、生徒や保護者が就学支援金を受け取ることもあります)。



4. なにをすればいいの？(手続・書類)

必ず申請してください!

(1) 申請(4月に入学するとき)

- ①申請書(高校で配られます)
 - ②課税証明書(市役所などで受けとることができます)などの保護者の所得(=市町村民税所得割額)を確認することができる書類(都道府県が決められています)
- ※ うそが書かれたものを出し、就学支援金を払わせたときは、罰を受けることがあります。

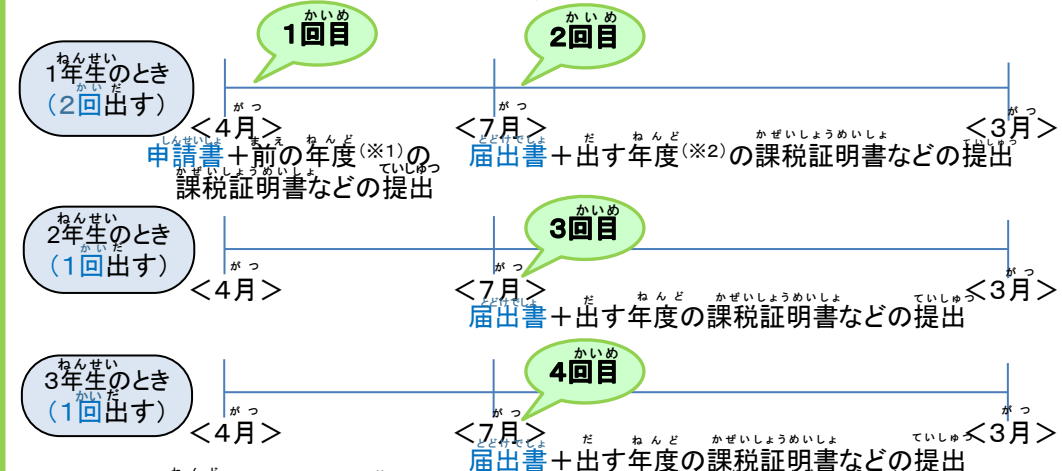
(2) 届出(毎年6月から7月ごろ)

※続けてお金を受けとるために必要です。

- ①届出書(高校で配られます)
- ②上の(1)と同じ(課税証明書など)

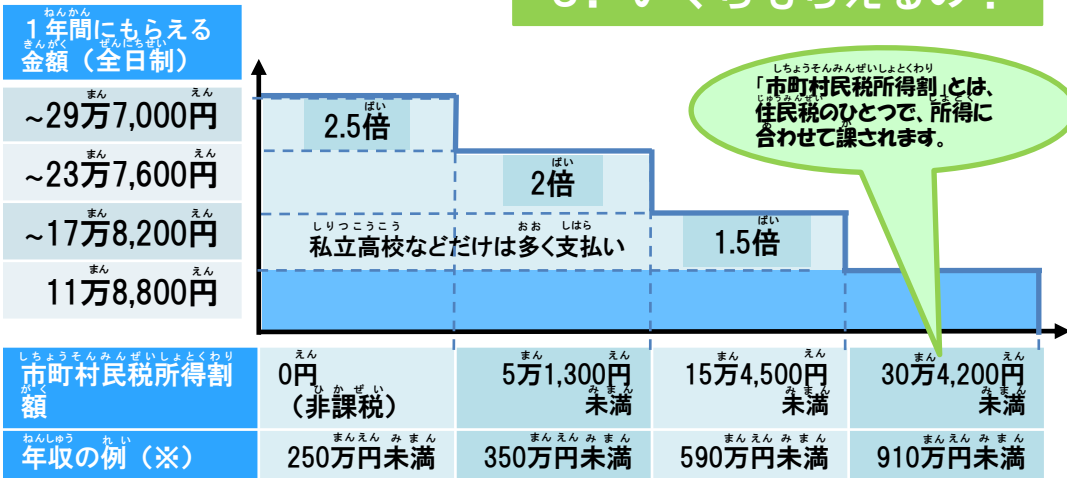
①と②を高校に出し、認定されれば就学支援金が払われます。

※②は、親権者全員(例:父と母の2人)の分が必要です。
※都道府県によっては、そのほか、書類が必要になることがあります。



※1 2017年度(H29年度)に出すときは、2016年度(H28年度)の課税証明書など
※2 2017年度(H29年度)に出すときは、2017年度(H29年度)の課税証明書など

5. いくらもらえるの？



※年収ではなく、市町村民税所得割額で確かめます。
 この額が**30万4200円より高い**ときは、授業料の全部を払います。
 また、授業料と就学支援金の差は払います。
 ※上の絵の年収は父か母のどちらかが働いていて、高校生1人、中学生1人の家族のときの例です。上の絵の年収の例は家族の状況(家族の人数、サラリーマンか自営業かなど)で変わります。**必ず市町村民税所得割額をよくみてください。**
 ※定時制・通信制は、もらえる金額が変わります。

7. 課税証明書ってなに？ (市区町村で形式が違います)

CHECK!!

課税証明書

しみんぜい	所得割額	均等割額
市民税	0円	0円
県民税	0円	0円

納税義務者 住所 氏名

年度 (平成 年分所得)	所得の金額		税額		均等割額	年税額
	収入金額	給与	市民税	所得割額		
平成 年度	0円	0円	0円	0円	0円	0円

所得の金額の内訳

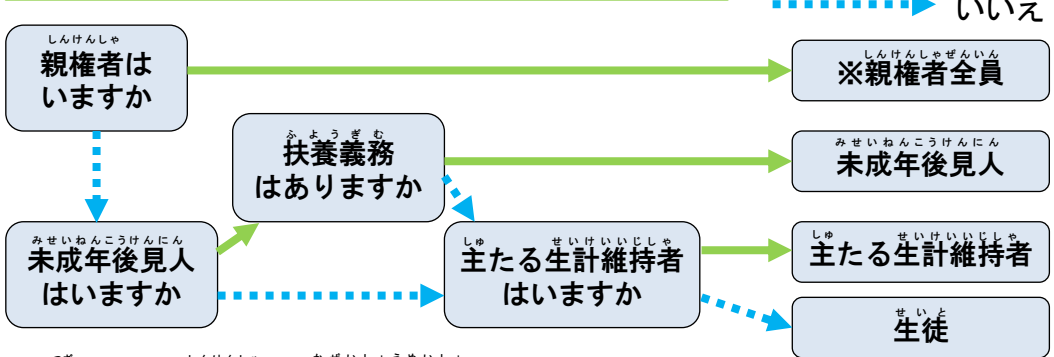
所得の金額の内訳	本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額
総所得	0円	控対配	雑損	総所得
内給	0円	老人控対配	医療	0円
土地等事業雑	0円	同居老親等	0円	土地等事業雑
分離短期譲渡	0円	特別事情	0円	分離短期譲渡
分離長期譲渡	0円		0円	分離長期譲渡
株式等の譲渡	0円		0円	0円
上場株式配当	0円		0円	0円
先物取引所得	0円		0円	0円
山林	0円		0円	0円
退職	0円		0円	0円

都道府県民税・均等割は足しません。東京23区に住んでいる人は、区民税所得割を見てください。

◆市町村民税所得割額は①から③の書類で確かめることができます。
 ①課税証明書(市町村役場などで受けとれます)
 ②市民税・県民税などの「特別徴収税額の決定・変更通知書」
 (働いているところが6月ごろに配ります。大切にとっておいてください。)
 ③住民税納税通知書(市町村が配ります)
 ※源泉徴収票ではわかりません。
 ◆税の申告をしておらず、課税証明書などが出ないときは、まず申告をしてください。

■都道府県などでは、就学支援金以外に、授業料の割引や奨学金をもらえるところがあります。都道府県の問い合わせ先は、下の文部科学省HPをみてください。
 ■お問合せ先:
 ホームページ: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

6. だれの課税証明書を出すの？



※次のとき、親権者の課税証明書などはいりません。
 ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により出すことがむずかしいとき
 ・海外に住んでいて、住民税を払う必要がないとき など
 わからないことは、学校・都道府県の人に聞いてください。